

北海道道州制特別区域計画 (素 案)

(平成 1 9 年度～平成 3 2 年度)

目 次

1	道州制特別区域計画の目標	
(1)	北海道の設置	1
(2)	北海道の現状と課題	2
(3)	道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組	4
2	北海道が実施する広域的施策の内容	6
3	北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等	
(1)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う 指定医療機関等の指定	8
(2)	商工会議所に対する監督の一部	10
(3)	鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可	12
(4)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣へ の届出の廃止	14
(5)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	15
4	北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業	
(1)	民有林の直轄治山事業の一部	18
(2)	直轄通常砂防事業の一部	20
(3)	開発道路に係る直轄事業	21
(4)	二級河川に係る直轄事業	23
5	その他の取組	
(1)	連携・共同事業	24
6	広域的施策の施策効果の把握及び評価	
(1)	基本的な考え方	27
(2)	作業の実施時期等	27
7	今後に向けて	
(1)	これまでの取組の主な成果	28
(2)	道州制特区制度の有効活用に向けて	30

1 道州制特別区域計画の目標

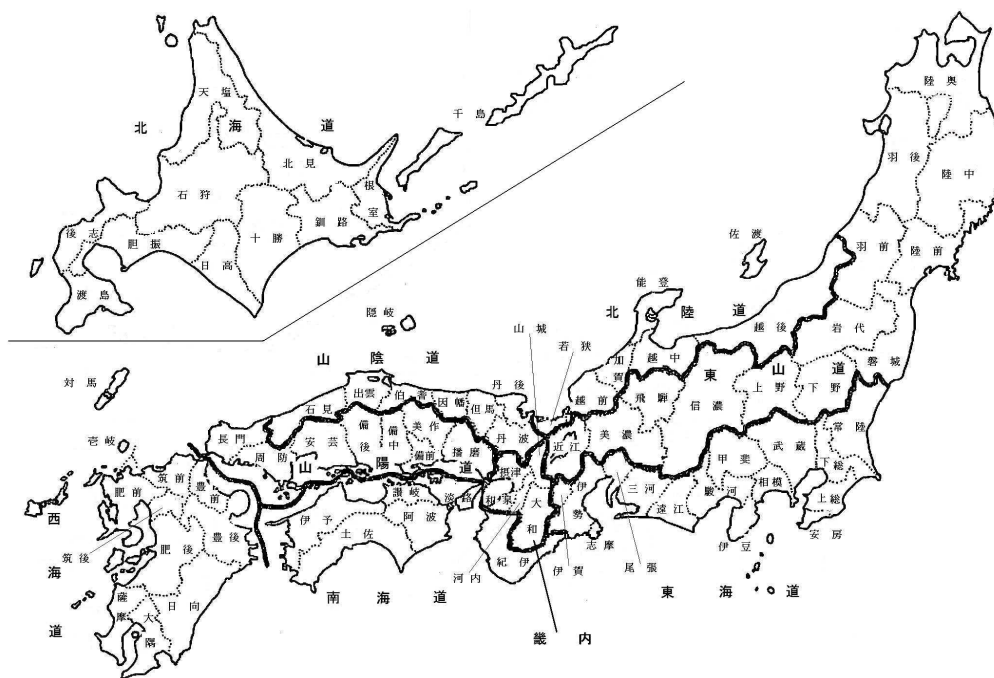
(1) 北海道の設置

かつて北海道は「蝦夷^{えぞ}」と呼ばれていましたが、明治2年、政府は、「蝦夷」に11か国（石狩、胆振、渡島、後志、天塩、日高、十勝、北見、釧路、根室、千島）を置き、この地を「北海道」と名付けました。その後、明治15年には、函館、札幌、根室の3県が置かれていましたが、明治19年には、これら3県は廃止され、国の機関としての北海道庁長官の時代が長く続きます。

昭和22年、地方自治法が施行され、中央政府の直轄地であった北海道に初めて公選による知事が誕生し、他県と同様の地方自治体としての北海道がスタートしました。

このように、北海道は、県を置かずにひとくくりで一人の知事が置かれ、面積の小さい順から積み上げた場合、実に22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に担ってきました。さらに、北海道は独立した島として、自然、経済、社会、文化等において一体性を持つことから、道州制の導入を検討するために相応しい条件を持つ地域であると考えられます。

[明治2年「北海道」命名時の「国」と「道」]



(2) 北海道の現状と課題

北海道は現在、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済・雇用情勢をはじめ、近年の公共投資の大幅な減少や東日本大震災による経済などへの影響、さらには、道内産業への影響が大きいＴＰＰ協定交渉をめぐる問題など、多くの課題に直面しています。

このような中で、未来に向けて活力あふれる北海道を築いていくためには、「食」や「環境」、「広大な土地資源」、さらには、北方にエネルギー開発が進むロシア極東地域（北海道との関わりが深い沿海地方、ハバロフスク地方及びサハリン州）や、周辺に経済成長が著しい東アジア地域を控えた位置にある「地理的優位性」などの北海道価値を最大限に活かし、自立的に地域づくりを進めることが重要となっています。

また、広域分散型の地域特性を有する北海道においては、市町村合併の進展により、市町村の区域の広域化が進むとともに、交通網の整備などにより経済社会生活圏の広域化が進んでいます。

今後は、広域的な経済社会生活圏において地域の中心的な都市に集積する医療や教育、文化などの機能を有効に活用し、連携と相互補完の関係に立ち、定住自立圏構想の活用など、広域連携による地域づくりを進めるとともに、市町村と連携した道の広域行政の推進が一層強く求められています。

さらには、中核的な都市間の時間距離が他県に比べて長いことから、地域の円滑な交通ネットワークの形成などを図り、また、地理的優位性を活かし、国内外との様々な交流を図るためにも、道路、空港、港湾などの効率的な整備とともに情報インフラの整備も着実に進めていくことが必要となっています。

こうした課題の解決に向け、本道の優位性を活かした地域づくりを総合的に展開し、本道の自立的発展を目指すとともに、高い食料供給力や多様な再生可能エネルギー資源などを十分に活かし、首都圏などに集中する行政、経済等の諸機能のバックアップ拠点としての役割を發揮することを通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められています。

ア 北海道価値を最大限に活用

北海道には、豊かな水や森林資源、安全でおいしい食や優れた自然環境、多様な再生可能エネルギー資源など、かけがえのない財産があります。こうした北海道の優位性といえる「北海道価値」を磨き上げ、最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要です。

このため、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心で付加価値の高い食料（食品も含む）を国内はもとより海外にも提供していくため、より効率的で持続的な生産・供給システムの構築を図り、我が国の食料自給率の向上に貢献していくとともに、食関連産業の集積やバイオ技術を活用した機能性食品の開発促進など新たな産業の創出を図っていく必要があります。

また、観光については、多くの人を魅了する多様な観光資源などを効果的に活用することにより我が国の国際観光の推進に向けて重要な役割を担っていくことが必要です。

さらに、国土の森林面積の22%を占める森林は、国土保全や地球温暖化防止などの面で貴重な役割を担っており、また、本道の豊富な水資源の重要性が高まっていることから、これらの優れた自然環境を保全するとともに、風力、太陽光、バイオマス、雪氷など、豊富に賦存する多様なエネルギー資源を有効に活用し、再生可能エネルギーを開発導入することにより、経済と環境が調和し、持続可能な地域社会を創造していくことが求められています。

また、東日本大震災を契機に、環境やエネルギー問題への関心が高まっているほか、企業活動をはじめ首都圏などに集積する業務機能のリスク分散が課題となって

おり、広大な土地資源や高い食料供給力といった本道の優位性を活かし、大震災からの復興やリスク分散の受け皿として、一定の役割を担っていくことが求められています。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

全国を上回るスピードで少子高齢化などが進展している本道においては、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要となっており、広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、医療福祉など都市が有する生活関連諸機能の効果的な活用を図ることにより定住条件を確保するとともに、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、今後我が国全体が直面する人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められています。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

地方分権の推進に向けて、行政機関等の共同設置などを可能とする地方自治法の改正や地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の成立に伴い、義務付け、枠付けの見直しや権限移譲が進展し、市町村の果たす役割が増大しています。

こうした中、本道においては、人口1万人未満の小規模市町村が約68%を占めており、市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、様々な分野で広域連携による地域づくりを進めていくことが重要となっています。道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室及び道央の6つの連携地域において、生活関連サービスの総合的な提供や地域資源を有効に活かした地域づくりの展開が可能となるよう、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要となっています。

このように、北海道価値を最大限に活かし、地域の暮らしを支えるための基盤整備を広域的な視点から総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで活力ある地域づくりを進め、本道の自立的発展はもとより、我が国の経済社会システムの安定に向けて、一定の貢献が可能となるよう努めていくことが、より一層重要になっています。

〔北海道の総合振興局・振興局と他都府県との比較〕

総合振興局 ・振興局名	人口（人）A	面積（km ² ）B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較	
				都府県名	面積（km ² ）
空知	315,732	5,792	54.5	三重県	5,774
石狩	2,360,304	3,540	666.8	鳥取県	3,507
後志	221,917	4,306	51.5	富山県	4,248
胆振	407,396	3,697	110.2	奈良県	3,691
日高	71,504	4,811	14.9	和歌山県	4,725
渡島	415,696	3,937	105.6	滋賀県	4,017
檜山	39,740	2,630	15.1	佐賀県	2,441
上川	514,080	10,619	48.4	岐阜県	10,621
留萌	49,694	3,446	14.4	鳥取県	3,507
宗谷	68,512	4,626	14.8	京都府	4,612
オホーツク	297,037	10,691	27.8	岐阜県	10,621
十勝	348,574	10,832	32.2	岐阜県	10,621
釧路	242,232	5,998	40.4	茨城県	6,097
根室	79,240	3,497	22.7	鳥取県	3,507
合計	5,431,658	83,424	69.3	—	—

（備考1）面積は国土地理院調査（小数点以下四捨五入）、人口は住民基本台帳人口（平成27年1月1日現在）。

（備考2）「他都府県との面積比較」の欄では、各総合振興局・振興局と面積値に近い都府県と比較している。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

北海道は、平成19年1月26日、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定広域団体に指定されたことから、政府が定めた道州制特別区域基本方針（平成19年1月30日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、道州制特別区域計画（以下「計画」という。）を策定します。

ア 目的

この計画は、将来の道州制導入の検討に資するため、地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ることを目的とします。

イ 計画期間

この計画は、平成19年度から平成32年度までの14年間を計画期間とします。

ウ 移譲範囲

この計画は、法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定めるものです。

エ 今後の取組

(ア) 地方分権の推進

国、都道府県、市町村の関係について、これまでの中央主導の全国画一的なシステムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、地域ことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築を目指して、国から道への権限移譲等とともに、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を果たすことができるよう、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成17年3月策定、平成26年3月改訂。以下「移譲方針」という。）に基づき、道から市町村への権限移譲に取り組むほか、定住自立圏構想をはじめ広域的な連携を活用した地域づくりや、道の出先機関である総合振興局・振興局の機能の強化を図ることにより、地方分権の一層の推進に努めます。

a 道から市町村への事務・権限移譲の推進

道から市町村への事務・権限の移譲については、移譲方針に基づき、道の事務・権限約5,100件のうち約3,100件を市町村への移譲対象としたところです。（平成26年3月現在）

平成27年度は、24市町村に対し183の権限を移譲し、平成28年度は、20市町村に対し301の権限を移譲することとしており、今後とも、市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていきます。

b 市町村の行財政基盤の強化

市町村合併については、地域主権型社会に相応しい基礎自治体のあり方を展望しつつ、目指すべき市町村の姿を「北海道市町村合併推進構想」（平成18年7月）として策定し、市町村や道民への情報提供や、必要な支援を行うなど、自主的な市町村合併の推進に努めた結果、道内の市町村数は、平成11年3月末の212市町村から平成22年3月末には179市町村に再編されたところです。

本道は、人口1万人未満の小規模市町村が約68%を占め、また、行財政環境は依然として厳しい状況にあり、市町村が今後も多様な行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併とともに、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていきます。

c 地域を重視した道政の推進

広域分散型社会の北海道では、総合出先機関として14支庁を設置していましたが、道州制や道州制特区、市町村合併などの地方分権に関する改革の動きが急速に進んできたことから、長期的な視点に立った改革の方向性や改革事項の大枠を明らかにした「支庁制度改革プログラム」（平成17年3月）に基づき、具体的な検討を進めてきました。

その後、新しい支庁が担う役割や支庁の体制・機能の考え方などを示した「広域事務に関する基本フレーム」の案などに基づき地域との議論を進め、平成22年4月に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」を施行しました。条例の施行に伴い、総合振興局・振興局の組織体制の整備や局長の権限強化を図るとともに、地域づくりに向けた支援機能を強化したところです。今後とも、総合振興局・振興局が「地域づくりの拠点」として、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策を推進できるよう取り組んでいきます。

(イ) 行政の効率化

道においては、「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」や「当面（H26～H27）の行財政改革の取組み」を策定し、平成20年度から8か年にわたる職員給与の独自縮減措置（給料月額9%～2%縮減など）を行ったほか、平成17年度から平成28年度までに知事部局職員数を35%削減することを目標とした職員数適正化に取り組むなど、他の都府県をしのぐ行財政改革に努めてきたところであり、今後とも、これまでの改革の成果を持続しつつ、行政改革と財政健全化に向けた取組を進めるとともに、国から道、道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小について国へ働きかけるなど、地方分権に向けた取組を通して、重複行政を解消し、国、道、市町村の適切な役割分担の下で、行財政運営の簡素・効率化に努めます。

(ロ) 北海道の自立的発展

北海道は、面積ではオーストリアに匹敵し、人口や総生産はデンマークと同規模であるなど、ヨーロッパの一国にも匹敵する面積、人口及び経済力を有しており、我々道民が創意工夫を図り、主体的に行動することにより、本道の潜在力などを活かし、大きく飛躍し、発展する可能性を秘めています。

道としては、北海道の自立的発展に向けて、平成19年度以降「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」などの事務・事業の移譲を受け、また、将来の道州制を展望し、平成19年12月以降、国に権限移譲等の提案を行ってきており、平成26年7月には第6回目の提案（3項目）を行ったところです。

国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法や農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づく監督権限の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきています。

今後とも、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら、提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していきます。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

道では、地域主権の確立と個性豊かな地域づくりを目指して策定した道州制プログラム（平成16年4月）に基づき、「子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会」、「豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり」、「冬や災害に強い地域づくり」、「経済再建に向けた産業・雇用政策の推進」、「世界に通ずる北海道観光の形成」、「日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立」を柱とした様々な施策を推進しています。

さらに、平成19年6月に、北海道が目指す地域主権型社会の姿やその構築に向けた取組を取りまとめた「地域主権型社会のモデル構想2007」を策定するとともに、法に基づく国への提案を6回に渡り行ってきています。

こうした中、道は、国から移譲を受けている事務、事業等（3及び4で詳述します。）と一体的に、次の広域的施策を効率的かつ効果的に展開していきます。

（1）地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供

生活保護法に基づく医療機関（医療扶助）及び介護機関（介護扶助）の指定など、公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務を道において一元的に実施するとともに、指定後においても、必要に応じて、医療機関等からの報告を求めるなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域の実情に即した公費負担医療等を適切に提供するための環境整備を推進します。

（2）商工会議所に対する許認可手続等の円滑化

商工会議所に対する許認可等については、特定商工業者に対する負担金の賦課の許可など、従前から道が行ってきたものに加え、平成19年度以降国から移譲されている定款変更の認可、解散の認可等も含めて、円滑かつ迅速な実施に努め、申請団体の利便性の向上を図ります。

（3）鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく道が行う鳥獣の捕獲等の許可手続について、国から移譲されている麻酔薬を使用する猟法による鳥獣の捕獲等の許可事務を含め、総合振興局・振興局と本庁が緊密に連携し、許可申請者の利便性の向上及び許可手続の円滑かつ迅速な実施を図ります。

（4）保安施設の整備等による森林の保全

道が行う保安施設の整備等については、国から移譲された民有林直轄治山事業を平成19年度及び平成20年度で行い終了しましたが、引き続き、道において保育、植栽事業等と併せて総合的かつ計画的に整備することにより、本道の良好な森林環境の保全を図ります。

(5) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進

道が行う砂防設備の整備等については、国から移譲された直轄通常砂防事業^(注1)を平成22年度から平成27年度まで行い終了しましたが、引き続き、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における土砂災害対策を効果的に推進します。

(6) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築

道が行う道路の整備等については、国から移譲されている開発道路^(注2)も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における安全・安心な道路網の構築を図ります。

(7) 河川の整備等による治水対策の推進

道が行う河川の整備等については、国から移譲された二級河川に係る直轄事業^(注3)を平成22年度から平成27年度まで行い終了しましたが、引き続き、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における治水対策を効果的に推進します。

(8) 地域医療を担う医師の確保

道が設立団体である公立大学法人札幌医科大学の医学部収容定員については、国の関与を受けずに本道の医師不足の状況などに応じて変更していくことにより、本道における将来の地域医療を担う医師の育成と安定的な確保を図ります。

(9) 水道水の安全性及び安定供給の確保

水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務を全て道が実施するとともに、認可後においても、必要に応じて、事業者に対して施設の改善の指示等の監督を行うなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域住民のライフラインである水道水の安全性及び安定供給の確保を図ります。

[用語の説明]

(注1) 直轄通常砂防事業：高度の技術を要するなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものについて、国土交通省が直接施行するもの（火山砂防事業を除く）。

(注2) 開発道路：国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されているのは、国土交通大臣が指定する改築に関する事業。

(注3) 二級河川に係る直轄事業：国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の二級河川において、改良工事、維持修繕などを本来の河川管理者に代わって国土交通省が行う事業。国から移譲されたのは、国土交通大臣が指定した改良工事。

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定（法第12条関係）

ア 現 状

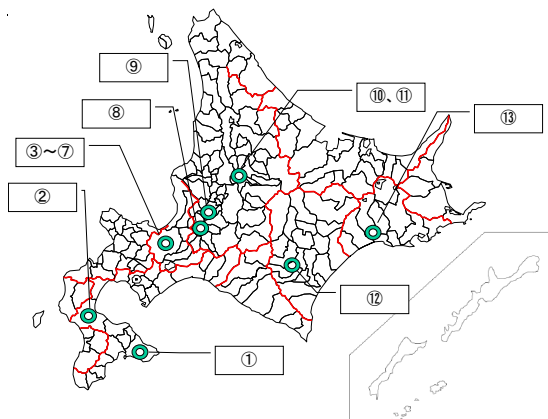
生活保護法に基づく医療扶助等の公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務は、大半を占める道、市町村又は民間が開設した医療機関等（指定数：4,174機関（平成27年4月現在））に加え、平成19年度から国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等も含め、道が一元的に行っています。

[道内に所在する国等が開設する医療機関等に係る公費負担医療機関の指定状況]

	医療機関の名称	生活保護法 (医療扶助)	生活保護法 (介護扶助)
道 南	①函館病院（函館市）	○	—
	②八雲病院（八雲町）	○	—
道 央	③北海道がんセンター（札幌市）	○	—
	④北海道医療センター（札幌市）	○	—
	⑤自衛隊札幌病院（札幌市）	—	—
	⑥札幌通信病院（札幌市）	○	—
	⑦北海道大学病院（札幌市）	○	—
	⑧北海道中央労災病院（岩見沢市）	○	—
	⑨北海道中央労災病院せき損センター（美瑛市）	○	—
道 北	⑩旭川医療センター（旭川市）	○	—
	⑪旭川医科大学病院（旭川市）	○	—
十 勝	⑫帯広病院（帯広市）	○	—
釧 路	⑬釧路労災病院（釧路市）	○	—

◆国等が開設する医療機関等の指定状況

- ・平成27年4月1日現在、道内では、国等が開設した医療機関が13あり、地域別では、道南連携地域で2、道央広域連携地域で7、道北連携地域で2、十勝連携地域で1、釧路・根室連携地域で1となっています。
- ・そのうち、公費負担医療機関として指定されているのは、生活保護法に基づく医療扶助が12となっています。
- ・生活保護法に基づく介護扶助の指定機関は平成27年4月1日現在0となっています。



イ 特定事務等の内容

従前は国（北海道厚生局）が行っていた、国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等に係る次の事務を、平成19年度からは道が実施しています。

[生活保護法に基づく事務①]

(医療扶助関係)

- ・ 医療機関の指定（生活保護法第49条）
- ・ 指定医療機関の指定の更新（生活保護法第49条の3）
- ・ 変更等の届出の受理（生活保護法第50条の2）
- ・ 指定医療機関の指定の取消し（生活保護法第51条第2項）
- ・ 指定医療機関に係る告示（生活保護法第55条の3）
- ・ 指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第1項）
- ・ 指定の更新の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第3項）
- ・ 指定医療機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項）
- ・ 指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条）

[生活保護法に基づく事務②]

(介護扶助関係)

- ・ 介護機関の指定（生活保護法第54条の2第1項）
- ・ 指定介護機関からの変更等の届出の受理（生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2）
- ・ 指定介護機関の指定の取消し（生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項）
- ・ 指定介護機関に係る告示（生活保護法第55条の3）
- ・ 指定介護機関に係る指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条の6第1項）
- ・ 指定介護機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項）
- ・ 指定介護機関からの指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条）

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、次の体制により、効果的かつ効率的に実施します。

- ・ 福祉事務所は、医療機関及び介護機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。
- ・ 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、指定等の内容を福祉事務所に通知するとともに告示します。

エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供」と併せて着実に実施しています。

また、国以外が設置した医療機関等の指定事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において指定事務を実施することにより、地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供の実現を図ります。

オ 効果

国以外が設置した指定医療機関等の生活保護の公費負担医療等の指定事務は、従前から道が行ってきたところであり、平成19年度から国等が開設した医療機関に関する指定事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。

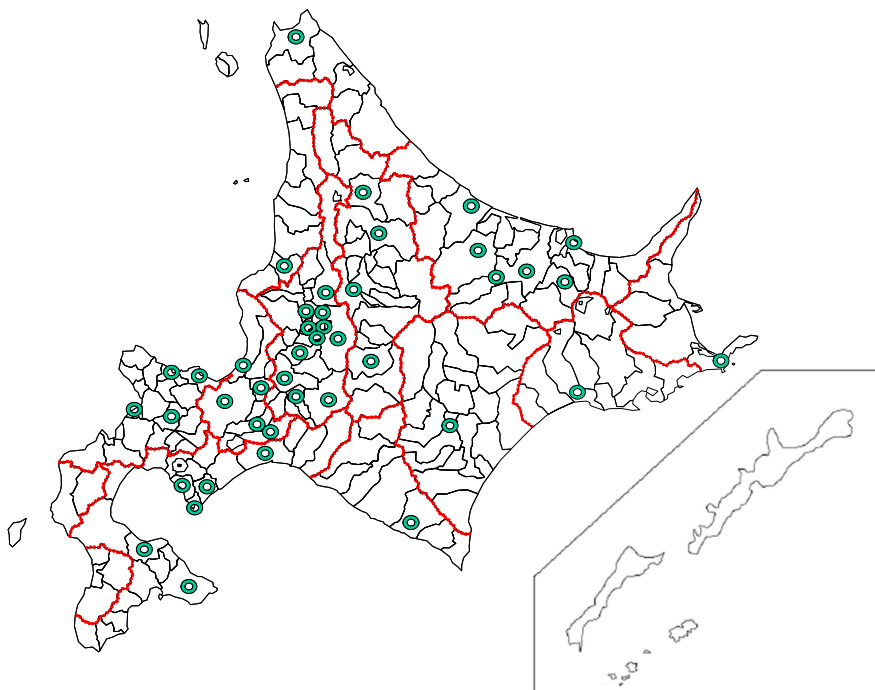
(2) 商工会議所に対する監督の一部（法第13条関係）

ア 現 状

商工会議所に関する許認可等の事務については、事務の内容により、経済産業省、本省、北海道経済産業局、道がそれぞれ実施していたため、申請者は、申請内容により、それぞれの機関に別途手続を行う必要がありましたが、国（北海道経済産業局）が行ってきた事務の一部を平成19年度から道が実施しています。

[道内の商工会議所の設置状況]

連携地域名	団 体 名
道南連携地域	函館、森
道央広域連携地域	札幌、江別、千歳、恵庭、石狩、小樽、余市、岩内、倶知安、岩見沢、滝川、深川、栗山、砂川、美唄、芦別、上砂川、夕張、歌志内、赤平、室蘭、苫小牧、伊達、登別、浦河
道北連携地域	旭川、富良野、名寄、士別、留萌、稚内
オホーツク連携地域	北見、網走、紋別、遠軽、美幌、留辺蘂
十勝連携地域	帯広
釧路・根室連携地域	釧路、根室



◆道内の商工会議所の設置状況

道内には、平成27年4月1日現在で、市部を中心に42の商工会議所が設置されています。

イ 特定事務等の内容

従前は国（北海道経済産業局）が行っていた、下線部の事務を、平成19年度からは道が実施しています。

所 管	主 な 事 項
経済産業省本省	・ 名称使用の許可、設立認可の取消し など
北海道経済産業局	・ 設立の認可、意見の聴取（<u>商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項</u>）、認可又は不認可の通知（<u>商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条</u>） ・ 定款変更の認可（<u>商工会議所法第46条第3項</u>） （目的（①）、名称（②）、地区（④）（商工会議所法第25条）） ・ 勧告、<u>解散の認可（商工会議所法第60条第3項）</u>、合併の認可 など
道	・ 特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可 ・ 定款変更の届出の受理 （目的（①）、名称（②）、地区（④）を除く定款記載事項（商工会議所法第25条）） ・ 報告の受理 など

（備考1） 破線部の事務は、定款変更の認可、解散の認可に係るものに限り平成19年度から道に移譲されている。

（備考2） 上記のほか、定款変更の認可の受理に関する事務（商工会議所法第46条第2項及び商工会議所法施行規則第6条第1項）、解散の認可に係る申請書の受理に関する事務（商工会議所法第60条第2項及び商工会議所法施行規則第8条）についても平成19年度から道に移譲されている。

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、当面、道の本庁において、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「商工会議所に対する許認可手続等の円滑化」と併せて着実に実施していきます。

また、道では、従前から特定商工業者に対する負担金の賦課の許可等、商工会議所に対する様々な許認可事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道においてより円滑に許認可事務を進めていきます。

オ 効 果

平成19年度から商工会議所に関する許認可等の事務の一部（目的、名称等に係る定款変更の認可など）の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。

(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可（法第16条関係）

ア 現 状

麻醉薬を使用する猟法で野生鳥獣の捕獲等をしようとする場合には、知事の捕獲許可とは別に、国の危険猟法による捕獲等の許可を受けなければなりません。

この危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可手続については、環境省北海道地方環境事務所（札幌市）とその地方機関である釧路自然環境事務所（釧路市）の2か所が行っていましたが、平成19年度からは道が行っています。

◆危険猟法（麻醉薬の使用）許可件数の推移

麻醉薬を使用する猟法については、主に学術研究や保護收容を目的に鳥獣の捕獲等を行う場合に用いられ、過去3か年の許可実績は、十件程度で推移しています。

[過去3か年の許可件数]

H24	H25	H26
8	10	15

イ 特定事務等の内容

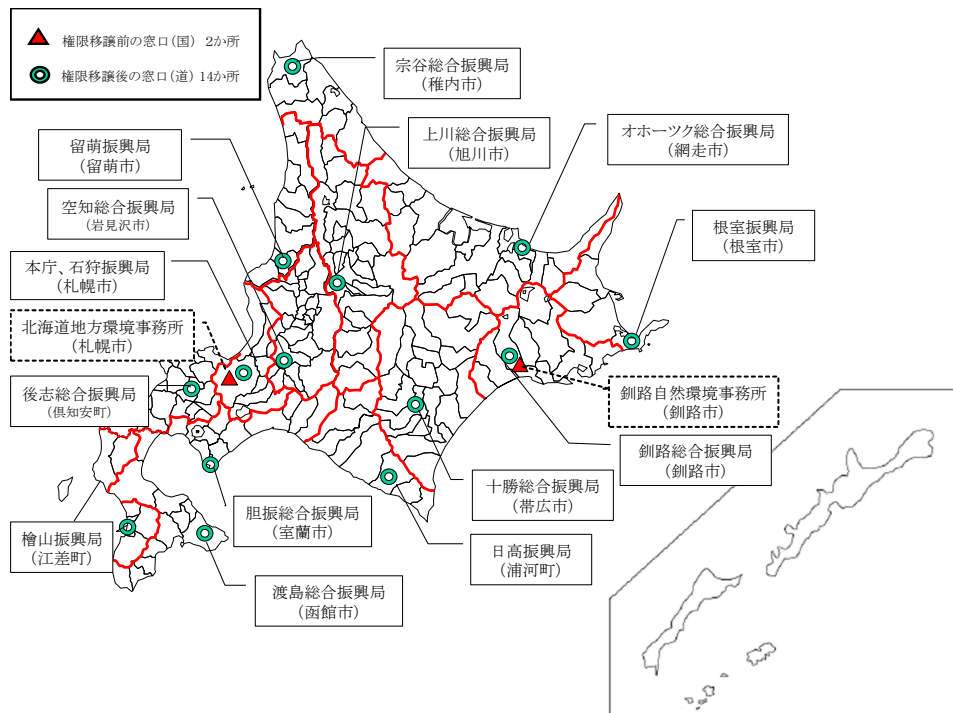
従前は国が行っていた、次の事務を、平成19年度からは道が実施しています。

[鳥獣保護管理法に基づく事務]

- ・危険猟法（麻醉の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可（鳥獣保護管理法第37条第1項及び第3項）
～以下は上記の許可に係るものに限る。～
- ・申請の受理（鳥獣保護管理法第37条第2項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。）第46条第1項）
- ・有効期間の設定（鳥獣保護管理法第37条第4項）
- ・条件の付与（鳥獣保護管理法第37条第5項）
- ・危険猟法許可証の交付（鳥獣保護管理法第37条第6項）
- ・危険猟法許可証の再交付（鳥獣保護管理法第37条第7項）
- ・危険猟法許可証の返納の受理（鳥獣保護管理法第37条第9項、鳥獣保護管理法施行規則第46条第7項）
- ・必要な措置の命令（鳥獣保護管理法第37条第10項）
- ・許可の取消し（鳥獣保護管理法第37条第11項）
- ・必要と認める書類の提出要求（鳥獣保護管理法施行規則第46条第2項）
- ・危険猟法許可証の再交付申請書の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第4項）
- ・氏名又は住所の変更の届出の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第5項）
- ・危険猟法許可証の亡失の届出の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第6項）

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、鳥獣の捕獲区域を管轄する道の総合振興局・振興局（捕獲区域が2以上の総合振興局・振興局の管轄区域にわたるものにあつては、道の本庁）が行い、本庁及び総合振興局・振興局が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努めます。



エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化」と併せて着実に実施していきます。

また、道では、鳥獣保護管理法第9条の規定に基づく知事の所管する捕獲の許可の事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円滑かつ迅速に実施していきます。

オ 効果

平成19年度から鳥獣の捕獲等の許可の事務の移譲を受けた結果、鳥獣の捕獲等の許可の事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲の許可の事務とを一元的に実施することにより、窓口の一本化、許可申請者の手続が軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の円滑化及び迅速化が図られています。

(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止

ア 現状及び特定事務等の内容

大学の収容定員を変更した場合は、学校教育法施行令第26条第1項の規定により、収容定員を記載すべき学則を変更した旨を文部科学大臣へ届け出なければならないこととされていますが、公立大学法人札幌医科大学の収容定員を変更した場合には、学則変更についての文部科学大臣への届出が不要となりました。

イ 特定事務等の実施体制

当該事務については、北海道医療対策協議会における議論を踏まえ、道と公立大学法人札幌医科大学が協議しながら活用していきます。

ウ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「地域医療を担う医師の確保」を実現するために有効に活用していきます。

エ 効果

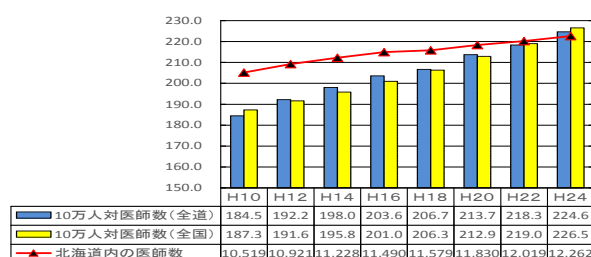
平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行し、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待されています。

今後とも、収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施することにより、医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行うことが可能となります。

◆本道の医師の現状

① 医師数の推移（平成10年度～平成24年度）

（単位：人）

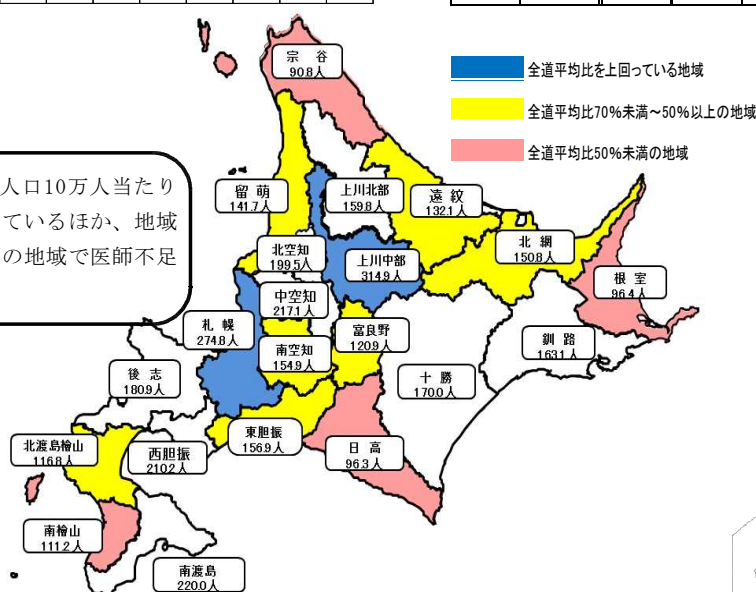


② 2次医療圏別格差（平成24年末）

（単位：人）

区 分	全 国	北 海 道				
		全道	市部	町村部	最大圏域	最小圏域
医師数	288,850	12,262 (100.0%)	11,369 (92.7%)	893 (7.3%)	6,449 (札幌)	28 (南檜山)
人 口 10万対	226.5	224.6	257.5	86.9	314.9 (上川中部)	90.8 (宗谷)

本道の医師数は、人口10万人当たりで全国平均を下回っているほか、地域偏在が著しく、多くの地域で医師不足の状況にあります。



(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

ア 現 状

水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務は、給水人口が5万人を超える水道事業（河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下これらを「特定水源水道事業」という。）に限る。）及び1日最大給水量が2万5,000m³を超える水道用水供給事業については、国（厚生労働省本省）が所管していましたが、平成21年度からは道が行っています。

平成20年度まで、水道事業にあつては19事業者を、水道用水供給事業にあつては4事業者を、国（厚生労働省本省）が所管していました。

なお、それ以外の事業については、道が所管していました。

◆道内の水道事業者数等

（平成21年3月31日現在）

事業区分	国所管	道所管	
水道事業		給水人口5,001人以上	給水人口5,000人以下（簡易水道）
事業者数	19事業者	82事業者	322事業者
給水人口	約400万人	約99万人	約39万人
水道用水供給事業			
事業者数	4事業者	1事業者	

イ 特定事務等の内容

従前は国（厚生労働省本省）が行っていた、次の事務を、平成21年度からは道が実施しています。

[水道法に基づく事務①]

（水道事業（特定水源水道事業であつて、給水人口が5万人を超えるものに限る。）関係）

- ・水道事業の認可（水道法第6条第1項）
- ・水道事業の認可に係る申請書の受理（水道法第7条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第7条第3項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の付与（水道法第9条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道事業の認可に係る変更の認可（水道法第10条第1項）
- ・水道事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第10条第3項）
- ・水道事業の認可に係る水道事業の休止及び廃止の許可（水道法第11条第1項）
- ・水道事業の認可に係る水道事業の全部の廃止の届出の受理（水道法第11条第2項）
- ・認可に係る給水開始前の届出の受理（水道法第13条第1項）
- ・水道事業の認可に係る料金の変更の届出の受理（水道法第14条第5項）
- ・水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可（水道法第14条第6項）
- ・水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理（水道法第24条の3第2項）
- ・水道事業の認可に係る認可の取消し（水道法第35条第1項）
- ・水道事業の認可の取消しの要求の受理（水道法第35条第2項）
- ・水道事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与（水道法第35条第3項）

- ・水道事業の認可に係る施設の改善の指示（水道法第36条第1項）
- ・水道事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告（水道法第36条第2項）
- ・水道事業の認可に係る給水停止命令（水道法第37条）
- ・水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令（水道法第38条第1項）
- ・水道事業の認可に係る供給条件の変更（水道法第38条第2項）
- ・水道事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査（水道法第39条第1項）
- ・合理化の勧告（水道法第41条）
- ・地方公共団体による買収の認可（水道法第42条第1項）
- ・地方公共団体による買収に係る裁定（水道法第42条第3項）

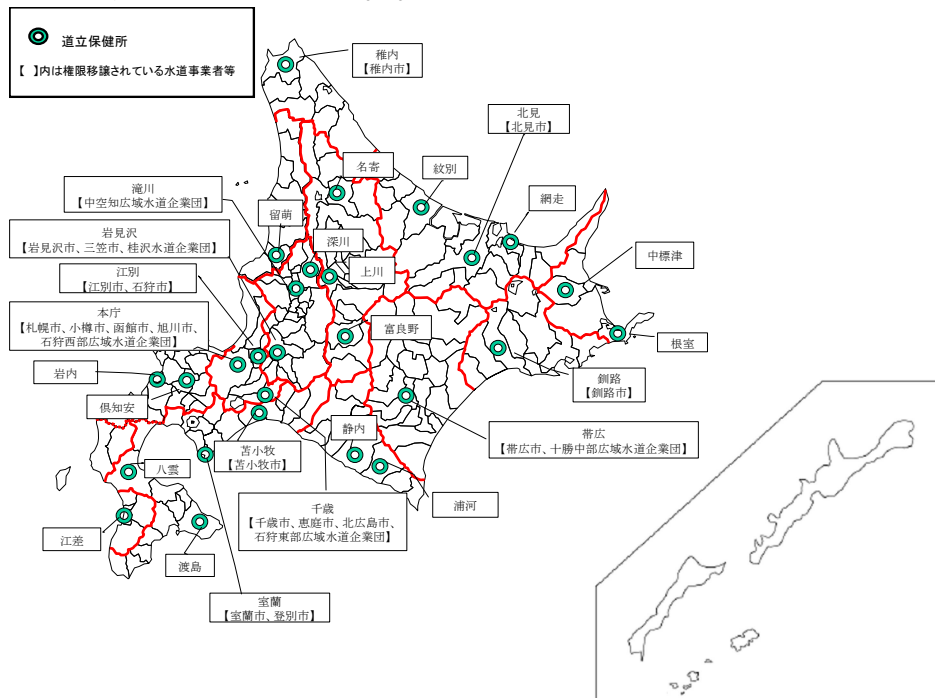
[水道法に基づく事務②]

（水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5,000m³を超えるものに限る。）関係）

- ・水道用水供給事業の認可（水道法第26条）
- ・水道用水供給事業の認可に係る申請書の受理（水道法第27条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第27条第3項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与（水道法第29条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の認可（水道法第30条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第30条第3項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可（水道法第31条において準用する同法第11条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の全部の廃止の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第11条第2項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る給水開始前の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第13条第1項）
- ・水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る認可の取消し（水道法第35条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可の取消しの要求の受理（水道法第35条第2項）
- ・水道用水供給事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与（水道法第35条第3項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る施設の改善の指示（水道法第36条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告（水道法第36条第2項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る給水停止命令（水道法第37条）
- ・水道用水供給事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査（水道法第39条第1項）
- ・合理化の勧告（水道法第41条）

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、道の本庁及び保健所が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努めます（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市において事業を実施する事業者にあつては、道の本庁が実施。）。



エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「水道水の安全性及び安定供給の確保」と併せて着実に実施していきます。

また、給水人口が5万人を超える水道事業のうち特定水源水道事業以外のもの及び給水人口が5万人以下の水道事業並びに一日最大給水量が2万5,000m³以下の水道用水供給事業の認可に関する事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成21年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円滑かつ迅速に実施していきます。

オ 効果

平成21年度から給水人口が5万人を超える水道事業及び1日最大給水量が2万5,000m³を超える水道用水供給事業の認可や監督等に関する事務の移譲を受けた結果、事業者の利便性が向上するとともに、地域に身近な道による迅速かつきめ細かな指導監督が可能となっています。

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(1) 民有林の直轄治山事業の一部（法第7条第2項第4号ロ関係）

ア 現 状（平成19年事業移譲時）

民有林直轄治山事業は、民有林治山事業のうち、①事業費の総額が50億円以上であるとき、②当該事業が高度の技術を要するとき、又は③当該事業の及ぼす利害の影響が1の都府県の区域を超えるときのいずれかに該当し、かつ、国土保全上特に重要なものと認められるものであって、国が事業を実施するものです。

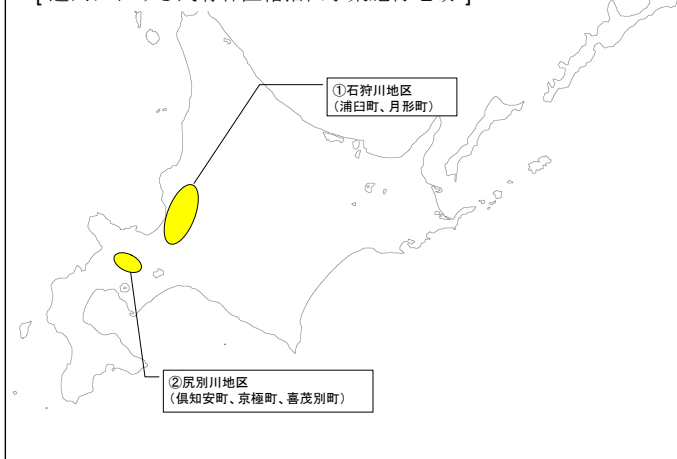
道内では、平成18年4月1日時点において、石狩川地区、尻別川地区の2地区（道有林）において、国が民有林直轄治山事業として治山施設整備を実施するとともに、道が補助治山事業として保育、植栽等の森林整備を実施していましたが、事業移譲とともに、流域内の民有林における治山施設整備と森林整備を総合的かつ計画的に実施することが必要となっていました。

◆道内の民有林直轄治山事業の実施状況

道内の民有林直轄治山事業は、石狩川地区は昭和46年度から、尻別川地区は昭和47年度から、それぞれ実施し、完了しました。

地区名	関係市町村	総合振興局 ・振興局名
①石狩川地区	浦臼町 月形町	空 知
②尻別川地区	倶知安町 京極町 喜茂別町	後 志

【 道内における民有林直轄治山事業施行地域 】



イ 事業の内容

従前は国（林野庁北海道森林管理局）が行っていた、石狩川地区及び尻別川地区の治山施設の整備に係る次の事業を、平成19年度から道が実施しました。

[石狩川地区]

工事目的	溪床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	浦臼町473及び月形町892の1 及び字ポンベツ
工事内容	航空追肥、床固工ほか
参 考	近隣で補助治山事業を実施（保育（月形町））

[尻別川地区]

工事目的	溪床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	倶知安町字高嶺及び喜茂別町字比羅岡
工事内容	谷止工、植栽工、床固工ほか
参 考	近隣で補助治山事業を実施（植栽・保育ほか（倶知安町））

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局森林室において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

- ◆ 石狩川地区：空知総合振興局森林室（岩見沢市）
- ◆ 尻別川地区：後志総合振興局森林室（倶知安町）

エ 広域的施策との関係

石狩川地区の事業は平成19年度までに終了し、また、尻別川地区の事業については平成20年度までに終了しており、現在、北海道において国が実施している民有林の直轄治山事業はありません。

しかし、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「保安施設の整備等による森林の保全」と併せて着実に実施していきます。

オ 効 果

平成19年度から民有林の直轄治山事業の一部の移譲を受けた結果、国が行う治山施設の整備と従前から道が行ってきた保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となりました。

(2) 直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係）

ア 現 状（平成22年事業移譲時）

直轄通常砂防事業は、通常砂防事業のうち、高度な技術を要する、あるいは工事費が多額であるなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したもののについて、国が事業を実施するものです。

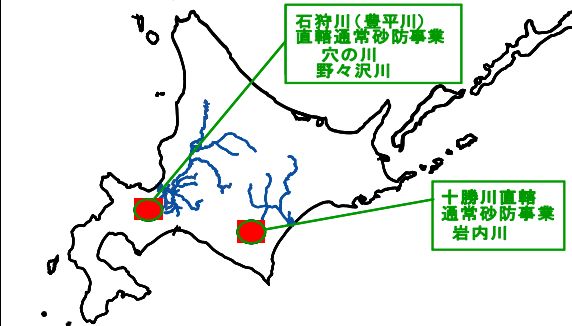
道内においては、石狩川水系及び十勝川水系において実施されていますが、平成22年度から事業の一部が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっていました。

◆移譲事業の実施状況

移譲された直轄通常砂防事業は、石狩川水系は昭和46年度（豊平川は昭和57年度）から、十勝川水系は昭和41年度から、それぞれ実施されています。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①石狩川水系	札幌市	石 狩
②十勝川水系	帯広市	十 勝

[道内における直轄通常砂防事業施行地域]



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた、石狩川水系及び十勝川水系の砂防施設に係る次の事業を、平成22年度から道が実施しました。

[石狩川水系]

工事目的	溪床、溪岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	穴の川及び野々沢川
工事内容	えん堤工、床固工、護岸工ほか

[十勝川水系]

工事目的	溪床、溪岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	岩内川
工事内容	えん堤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、平成27年度までに終了していますが、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 効 果

平成22年度から直轄通常砂防事業の一部の移譲を受けた結果、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理も含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となりました。

(3) 開発道路に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ハ関係）

ア 現 状

開発道路に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の道道や市町村道において、新築、改築、維持補修等を本来の道路管理者に代わって実施するものです。

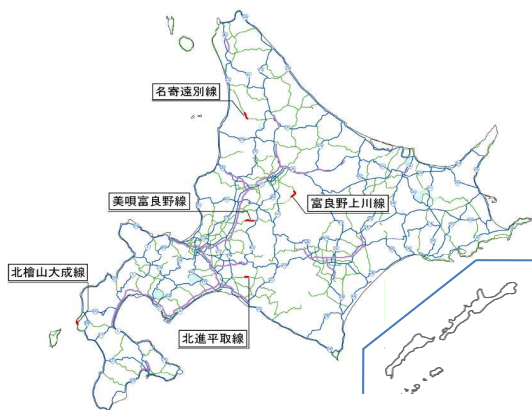
道内においては、美唄富良野線等5路線において実施されていましたが、平成22年度から事業が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっています。

◆移譲事業の実施状況

移譲された開発道路は、5路線について昭和47年度から順次実施されています。

路線名	関係市町村	総合振興局 ・振興局名
①美唄富良野線	美唄市 芦別市	空 知
②名寄遠別線	遠別町	留 萌
③北檜山大成線	せたな町	檜 山
④北進平取線	厚真町	胆 振
⑤富良野上川線	東川町 美瑛町	上 川

[道内における開発道路施行地域]



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた、美唄富良野線等5路線の開発道路に係る次の事業を、平成22年度から道が実施しています。

なお、美唄富良野線及び名寄遠別線を除く3路線に係る事業は、平成26年度までに終了しました。

[美唄富良野線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	主要道道美唄富良野線の一部(15.5キロメートル)
工事内容	橋梁工、トンネル工、土工ほか

[名寄遠別線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道名寄遠別線の一部(7.8キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[北檜山大成線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北檜山大成線の一部(5.6キロメートル)
工事内容	トンネル工ほか

[北進平取線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北進平取線の一部(1.6キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[富良野上川線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道富良野上川線の一部(15.6キロメートル)
工事内容	土工、路盤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、この計画の2で掲げる「道路の整備等による安全・安心な道路網の構築」と併せて着実に実施していきます。

オ 効 果

平成22年度から開発道路に係る直轄事業の移譲を受けたところであり、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっています。

(4) 二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ニ関係）

ア 現 状（平成22年事業移譲時）

二級河川に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の二級河川において、改良工事、維持修繕等を本来の河川管理者に代わって実施するものです。

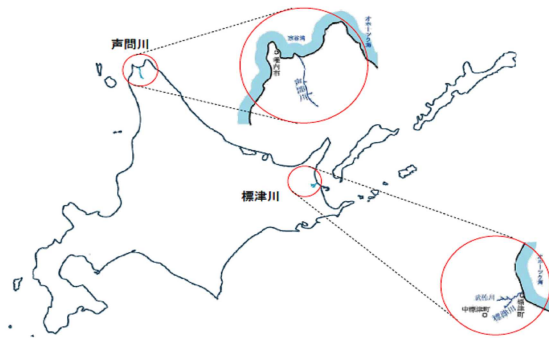
道内においては、2地区において実施されていましたが、平成22年度から事業が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっていました。

◆移譲事業の実施状況

移譲された二級河川に係る直轄事業は、2地区について昭和28年度から実施されてきました。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①声間川水系	稚内市	宗 谷
②標津川水系	標津町 中標津町	根 室

[道内における二級河川に係る直轄事業施行地域]



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた、声間川水系及び標津川水系の二級河川に係る次の事業を、平成22年度から道が実施しました。

[声間川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	声間川水系の一部
工事内容	河道掘削ほか

[標津川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	標津川水系の一部
工事内容	築堤盛土ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、平成27年度までに終了していますが、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「河川の整備等による治水対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 効 果

平成22年度から二級河川に係る直轄事業の移譲を受けた結果、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となりました。

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施してきており、今後も、国の地方支分部局等との情報交換などを密接に行い、創意工夫を図りながら、一層の広域行政の推進を図ります。

No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果
1	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省	(内容) ・国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。 ・平成17年以降、北海道厚生局と道が協力し、北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会の合同開催や、学生向けの臨床研修病院説明会を定期的の実施している。 (効果) ・道内の臨床研修病院、国、道相互の連携強化により、効率的な研修医確保対策が図られている。
2	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省	(内容) ・国、道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。 (効果) ・国における申告情報等について、電磁的記録媒体の提供を受けることによりデータの共有化による連携が図られている。
3	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省 市町村	(内容) ・確定申告期における3税の税務相談窓口の設置や3税に関する広報及び租税教育を実施している。 (効果) ・確定申告期において、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しており、納税者の利便性の向上が図られている。 ・3税に関する広報及び租税教育に係る活動について、相互が連携した取組を通じて、納税者等に税に関する理解が深まっている。
4	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省	(内容) ・国及び道の巡視区域が重複する箇所における情報共有のための連絡体制の整備や各種会議等の場を活用した情報交換等により、相互の連携が図られている。 (効果) ・相互の連携により、より効果的な巡視活動の実施や事故等の未然防止等につながっている。
5	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省	(内容) ・林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議を毎年定期的に開催している。 ・これまでに、国と自治体等が森林整備協定を29件締結した。森林共同施業団地については、23地区で設定している。(平成27年9月1日現在) ・森林の観光資源としての活用を図るため、国有林及び道有林の見どころの紹介や森林づくり活動を行うフィールドの提供等に取り組んでいる。 (効果) ・道の森林の6割を占める国有林と民有林が一体となった取組を進めることにより、森林の多面的機能の発揮や地域産業の振興、道民との協働による森林づくり活動等の促進が図られている。
6	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省 市町村	(内容) ・北見市を先進モデル地区として検討会、共同訓練等を実施している。その後もモデル地区を追加選定し、現在18地区(41市町村)で進捗しており、全道展開に向けて事業実施中である。 (効果) ・国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連携の強化が図られることにより、北海道全体の防災対応力の向上や地域住民の安全・安心の確保が図られる。

No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果
7	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省 市町村 等	(内容) ・気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築している。 (効果) ・それぞれの機関が持つ映像や情報などを一元管理することにより、1機関では不足している情報を補完し合い、よりきめ細かい情報を得ることが可能となり、それにより迅速かつ的確な施設管理を行うことが可能となっている。
8	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省 内閣府 総務省	(内容) ・国と道は、連携を密にしながら円滑な災害対策に努めており、また、道からの要請で防災ヘリ等の防災装備を出動させている。 (効果) ・道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置など災害情報の共有により的確な防災体制をとり、防災装備の一体的な運用を図ることで、迅速かつ効果的な災害対応が可能となっている。
9	農作物被害調査の共同実施	農林水産省 市町村	(内容) ・農作物被害調査連絡会議の下で、農作物被害単価等の情報交換を行った上で、被害調査を実施している。 (効果) ・国の統計機関が算定する被害単価の活用は、的確な被害金額の算出につながっている。
10	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省	(内容) ・国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図っている。 (効果) ・バイオ産業行政協働会議(C7北海道)を活用して、道と国の相互の事業を連携して行っており、北海道におけるバイオ産業クラスターの創出に寄与している。
11	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省 経済産業省 市町村 等	(内容) ・道、北海道労働局、北海道経済産業局により、「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定し、関係機関の連携した取組を実施している。 (効果) ・関係者が連携し、就業支援等雇用創出に向けた事業を実施することにより、求職者の就職促進等に成果を上げている。
12	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省	(内容) ・道、北海道労働局、北海道経済産業局が策定した「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」の取組として、道と北海道労働局が連携し、U・Iターンに係る職業紹介事業を実施している。 (効果) ・北海道労働局と道が連携することにより、道外のU・Iターン希望者と道内企業の情報の提供から就職決定まで行うことができ、利用者の利便性が高まっている。また、U・Iターンフェアは、道外求職者と多くの道内企業が直接、面談できる唯一の機会として個人・企業からも好評を得ている。
13	ビジット・ジャパン事業に関する連携	国土交通省	(内容) ・ビジット・ジャパン事業に関する連携により、訪日外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図っている。 (効果) ・北海道運輸局と道が連携して事業を実施することにより、来道外国人観光客の長期的（平成9年度～）な増加傾向に寄与している。

No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果
14	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省	(内容) ・国や自治体が一体となった推進体制を整備し、地域づくりやグリーンツーリズムの取組などを総合的に推進している。 (効果) ・農業・農村の持つ教育などの多面的機能の理解が浸透してきている。また、グリーンツーリズムに取り組む農家も増加し、都市と農村の交流活動が広がってきている。
15	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省	(内容) ・国営農地再編整備事業（中山間地域型）の緊密な連絡調整を図るため、連携会議を設置・運営する。 (効果) ・事業推進に重要な農地再編構想や営農計画、土地利用再編計画などの各種の検討及びそれらの総合的な調整等を行っており、事業の円滑かつ効果的な推進に寄与している。
16	食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省	(内容) ・食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行っている。 (効果) ・国と道が連携・共同して、地域協議会等の指導や調整等を行うことにより、全国的な需給と整合性を図りながら、米の需給調整や農業者戸別所得補償制度等の円滑かつ効果的な推進に寄与している。
17	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省	(内容) ・「どさんこ食育推進協議会」等の場で、本道の食育の総合的な推進について検討しながら、関係者が一体となって食育の取組を行っている。 (効果) ・食生活の多様化による栄養バランスの崩れなどに伴い、健康面での影響が懸念される中、豊かで健全な食生活を実践する「食育」の取組を関係者が一体となって行ってきたことから、道民の「食育」に対する理解が浸透してきている。
18	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省	(内容) ・事業計画策定に当たり、国と道の連携を深めて第3種、第4種漁港に関わる計画上の課題を共同で検討している。 (効果) ・計画の策定及び変更を行う際に必要な資料の作成において、国と地方の両方の視点から効率的、効果的な検討することができ、北海道の第3種、第4種漁港の的確な事業、整備が行われている。
19	C I Q業務への地方公共団体職員派遣	法務省 財務省 厚生労働省	(内容) ・地方公共団体職員の派遣によるC I Q業務の一部補完などにより、C I Q業務の円滑化、迅速化を図る。 (効果) ・平成18年度及び19年度の2年間、札幌入国管理局において、行政実務研修員として道、帯広市及び旭川市の職員各1名の受入を行い、C I Q業務の円滑化、迅速化が図られた。

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

(1) 基本的な考え方

この計画における広域的施策については、その推進状況、効果を的確に把握するとともに、この計画に基づき国から移譲を受ける事務、事業等の実施によりもたらされる地域社会や本道経済への影響等を含め、適切に評価します。

また、このような作業を通じて、移譲を受けた事務、事業等を道が行うことについての有用性を検証するとともに、道民からの意見、提言や作業により得られた知見などを踏まえて、新たな事務、事業等の移譲や条例の制定範囲の拡大などについての提案に結びつけていきます。

なお、評価に当たっては、できる限り定量的かつ総合的な評価に努めるなど、客観性の確保に努めます。

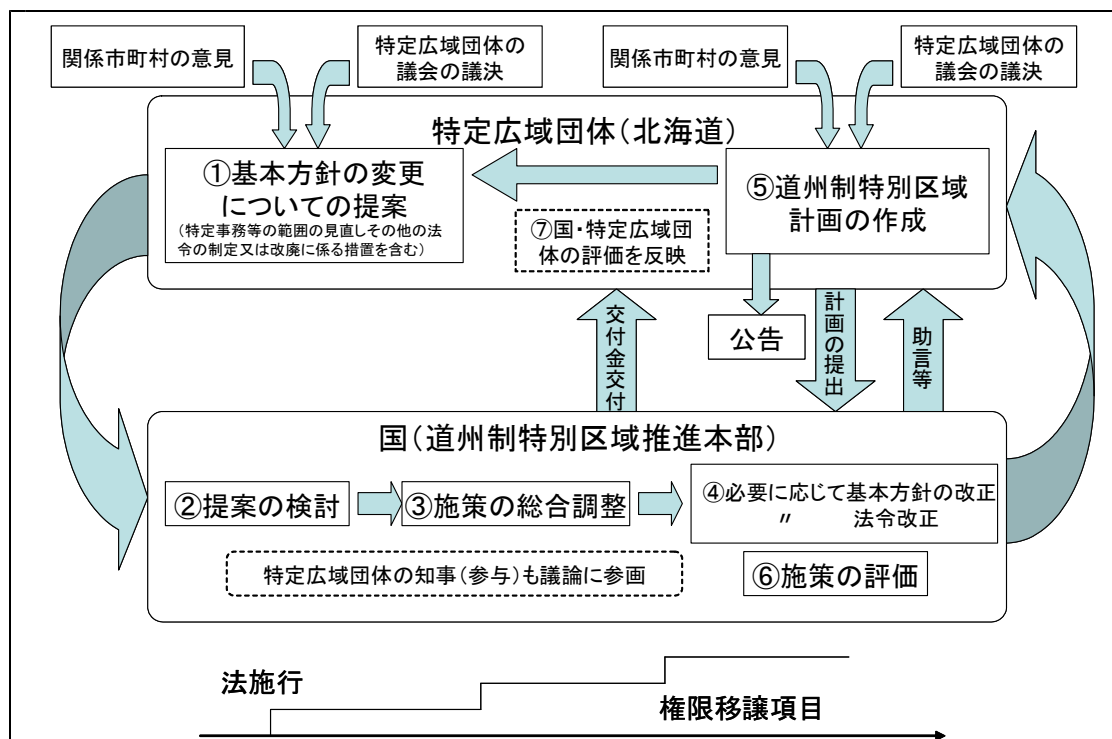
(2) 作業の実施時期等

広域的施策の推進状況等については、フォローアップ作業を通じて把握するとともに、毎年度、その結果を内閣総理大臣に報告することとします。

また、評価作業は、フォローアップ作業の結果を踏まえて行うこととし、それぞれの広域的施策や移譲を受けた事務、事業等の実施による知見を整理の上、適切な時期にその結果を内閣総理大臣に報告することとします。

なお、これらの作業結果については、広く道民に公表することとします。

[北海道における道州制特区推進の基本的な仕組み]



7 今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア 国から移譲を受けた事務、事業について

道は、平成19年4月に「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」など5つの事務・事業について、また、平成22年4月に、直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業及び二級河川に係る直轄事業の移譲を受け、道において事業を実施しています。

また、平成19年12月以降、国に権限移譲等を求める提案を行い、平成20年12月に「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止」、平成21年4月に「水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」に関する事務の移譲を受け、道において事務を実施しています。

国から道に移譲された事務・事業については、これまで道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られています。

一方で、一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることや、移譲に伴い必要となる財源の確実な措置を図るためのルールの確立などが課題となっています。

イ 権限移譲等を求める国への提案について

道民や市町村などからいただいた意見などを基に、有識者からなる北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）において幅広い視点から審議が行われ、委員会からの答申を基に、道としては、パブリックコメントなどの手続を経て、これまで6回33項目について、国に権限移譲等を求める提案を行ったところです。

道民から広く意見などを募集し、それを基に委員会で審議し、国に提案していくという仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けることにつながり、道州制や道州制特区に関して道民の理解や関心を高める意義があったものと考えています。

また、第5回目まで国に提案した項目のうち22項目は、道の提案の趣旨に沿って所要の措置が行われ、このうち、「JAS法に基づく監督権限の移譲」や「維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止」など16項目については、通知の発出など全国措置されたところ です。

道に認められた権限移譲に止まらず、「JAS法に基づく監督権限の移譲」など全国措置されたものについても、提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、本道の自立的な発展につながってきているものと考えています。

〔国から道に移譲されている事務・事業〕

移譲開始年度	移譲事務・事業名
平成19年度	・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定 ・商工会議所に対する監督の一部 ・調理師養成施設の指定 ・鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可 ・民有林の直轄治山事業の一部
平成20年度	・札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
平成21年度	・水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可
平成22年度	・直轄通常砂防事業の一部 ・開発道路に係る直轄事業 ・二級河川に係る直轄事業

（備考）「調理師養成施設の指定」の事務は、平成27年度から全都道府県に移譲されたため、法の特例措置が廃止された。

〔道の提案の状況〕

提案時期	提案項目	国の対応
平成19年 12月	○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更 ○労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大 ・地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大 ○J A S 法に基づく監督権限の移譲 ○水道法に基づく監督権限の移譲	4 項目（○）について、政令の改正などの措置
平成20年 3 月	・国土利用の規制権限等の移譲 ○人工林資源の一体的な管理体制の構築 ○森林関係審議会の統合 ○廃棄物処理法に基づく権限の移譲 ・特定免税店制度の創設 ・国際観光振興業務特別地区の設定 ・企業立地促進法に基づく権限の移譲 ○外国人人材受入の促進 ・地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大 ○町内会事業法人制度の創設 ・法定受託事務の自治事務化	5 項目（○）について、省令の改正などの措置

平成20年 10月	○維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止 ○道道管理権限の町村への移譲 ○福祉運送サービスに係る規制緩和 ○コミュニティハウスの制度創設 ○指定都市等の要件設定権限の移譲	5項目（○）について、維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正などの措置
平成21年 7月	○「条例による法令の上書き権」の創設 ○国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示 ○郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大 ○過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置 ・健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	4項目（○）について、通知の発出などの措置
平成23年 10月	○「ふるさと納税」のコンビニでの収納 ○自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 ○北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大 ○税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化	4項目（○）について、通知の発出などの措置
平成26年 7月	※第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲 ※建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲 ※栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲	3項目（※）について、検討中

（備考）「提案項目」の欄のうち、「・」を付している項目については、継続検討等の対応

（2）道州制特区制度の有効活用に向けて

道州制特区制度は、道が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、道州制や道州制特区に関する道民の理解や関心を高め、本道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていきます。

具体的な提案に当たっては、政策決定の自己完結性を高め、自立的かつ主体的に地域づくりを進める観点から、北海道価値である食・観光、環境などといったテーマ毎に、道民からの意見などを基に道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的発展につながる提案となるよう努めていくとともに、既に移譲を受けた事務について、さらなる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進めます。

また、今後の本格的な事務・事業の移譲に向けて、必要な財源の確保が不可欠であることから、移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度についてより一層有効な活用に向けて努めていきます。